

議案第108号

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市違法駐車等の防止に関する条例（平成5年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

道路交通法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。